

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 26 年 8 月 28 日
開会時刻	午前 9 時 57 分
閉会時刻	午前 10 時 31 分
出席委員名	◎中村 豊治 ○黒木騎代春 野崎 隆太 野口 佳子
	吉岡 勝裕 品川 幸久 小山 敏 工村 一三
	佐之井久紀
	世古口新吾議長
欠席委員名	
署名者	野崎 隆太 野口 佳子
担当書記	加藤 寿人
審議議案	継続調査案件 ふるさと未来づくりに関する事項
説明者	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長
	ほか関係参与

審議の経過

中村委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野崎委員、野口委員を指名した。

直ちに議事に入り、継続調査案件となっている「ふるさと未来づくり」について審査し、引き続き調査を継続することと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前9時57分開会

◎中村豊治委員長

ただいまから総務政策委員会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

これより会議に入ります。本日の会議録署名者2名は委員長において、野崎委員、野口委員の御両名を指名させていただきます。

本日、御審査いただきます案件は、継続調査案件となっております「ふるさと未来づくりに関する事項」であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任を願いたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

異議なしとの言葉をいただきましたので、そのように取り計らいをさせていただきたいと思っております。

【ふるさと未来づくりに関する事項】

◎中村豊治委員長

それでは、「ふるさと未来づくり条例（案）に係るパブリックコメントの実施について」の御審査をお願いいたします。

当局から報告をお願いいたします。

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、「伊勢市ふるさと未来づくり条例（骨子）（案）とパブリックコメントの実施」につきまして、御説明をさせていただきます。

この条例は、平成27年度からふるさと未来づくり制度を本格稼働するに当たりまして、基本的な部分を「伊勢市ふるさと未来づくり条例（案）」として、まとめさせていただいたものでございます。

今後のスケジュールと合わせまして、御報告申し上げまして御協議賜りたいと存じます。

初めに、条例の主な内容について御説明をさせていただきます。

名称は、「伊勢市ふるさと未来づくり条例」とさせていただきます。

条例の構成は、全16条から成っております。

本市の地域自治の実現を図り、住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい、地域社会の実現に寄与することを目的としております。

条例内では「まちづくり協議会」の設置や、その支援などについて定めております。

第1には、先ほど申し上げました目的の部分について記載をいたしております。

第2といたしまして、条例で用いる用語の定義でございます。「ふるさと未来づくり」「地域自治」「住民等」「まちづくり協議会」という、用語について定めております。

第3は、ふるさと未来づくりの推進に関する基本的な考え方を「基本理念」といたしまして、2つお示しをしております。

1つ目は、地域の特性に配慮しながら、住民等と市が相互に連携して、住民の福祉の増進と地域社会の発展に寄与することを定めております。

2つ目は、住民等の自主性、自立性が十分に発揮され、尊重して行われることを定めております。

第4に、市の責務、第5に住民等の役割を定めております。

市は、基本理念にのっとり、ふるさと未来づくりの推進に関する施策を総合的に策定いたしまして、実施する責務を有するものといたしております。

2つ目に、地域自治に関する情報の提供等を通じまして、住民等の理解を深めるよう努めていただくことを定めております。

第5の住民等の役割では、住民等の皆さんが、地域におけるまちづくりに主体的に取り組むよう努めていただくものとしています。

次に、第6から第11にまちづくり協議会の設立、認定、役割、地区まちづくり計画等について規定をいたしております。

第6と第7では、まちづくり協議会の設立に関する事項から認定までの流れを定めております。

第8では、まちづくり協議会の役割などについて定めております。

まちづくり協議会は、地域の身近な課題の解決や、魅力ある住みよいまちづくりのための取り組みの実施に努めていただくことと定めております。この際、地域内で活動する団体等と連携、協力についても努めるようお願いをしております。

また、地域から市に対して、提案等を行うことができることも規定しております。

第10は、地区まちづくり計画の策定について定めております。

地区まちづくり計画は、事業の優先度や具体的な活動について定めた計画で、毎年実施する事業がこの計画に位置づけられていることが基本となります。

第11から15には、市がまちづくり協議会に対して行う支援などについて定めております。

第11では、まちづくり協議会の書類の公開、第12、13では、必要に応じ市長が報告を求めることや、必要な対応をとることを勧告することや命令をすることができるとしております。

第15では、認定まちづくり協議会に対しての財政上の支援や、事業の運営に関して必要な情報の提供等について規定をいたしております。

第16では、本条例のほかに必要な事項について施行規則等への委任規定でございます。

なお、本条例の施行日は、制度の本格稼動に合わせまして、平成27年4月1日を予定しております。

この条例の策定に当たりまして、学識経験者及び現在設立の各地区みらい会議の代表者から成ります、条例策定に係る調整会議を1月から立ち上げておりまして、7月まで5回の会議を開催し、御意見を頂戴しておるところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、9月8日から10月8日までの約1カ月間、この骨子案の内容についてパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

この御意見を反映させた案を作成いたしまして、庁内での会議及び条例策定に係る調整会議を経まして最終条例案を決定いたしまして、12月議会へ御提案したいと考えております。

以上、簡単ではございますが「伊勢市ふるさと未来づくり条例（骨子）（案）とパブリックコメントの実施」について御説明申し上げました。

恐れ入りますが、資料にはございませんが、7月24日に早修地区におきまして設立準備会が設立いただきましたので、合わせて御報告をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

はい、御苦労さんです。

それでは、ただいまの報告に対しまして、御発言がありましたらお願いいたします。

御発言ありますか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それでは少しお聞かせいただきたいと思えます。

ふるさと未来づくりの条例につきましては、以前も一般質問でこの条例の必要について、お話をさせていただいてきました。

27年の4月の制度開始に向けて努力していただいておりますことを感謝申し上げたいと思えます。

この条例の中身ですけども、ずっと読ませていただいて、非常に整った条例に仕上げさせていただいておるかと思えます。

その中でも、この地区みらい会議を推進、また自立して、また自主的にというところが非常にみそかなと思えますけども、基本理念の中にもその旨うたっていただいておりますこと、非常に評価をしているところです。

この条例について、参考にした他市の事例がありましたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

◎中村豊治委員長

はい、市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、お答えをさせていただきます。

先ほど申しあげました、5回の条例策定に係る調整会議におきまして、御議論をいただいたところでございます。

その中で、やはり、参考にするところの事例といたしまして、先進地事例の4市を資料として御協議をいただいたところでございます。

4市につきましては、三重県の名張市、大阪府の池田市と豊中市、そして兵庫県の川西市を先進地の事例として全体の構成を比較しながら御議論をいただいたところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、わかりました。

まちづくりの、その協議会等に先進的な事例のところを参考にされたということで、非常に整った条例にしているのかと思います。

中には、まちづくり協議会をモデル地区から随分長い間、立ち上げていただいて努力していただいている委員さん等も、この策定調整会議の中で御意見いただいたかと思いますが、そういった皆さんの御意見等、反映したところがあれば、この条例の中でどのようなところで生かされているのかお聞かせをいただけますでしょうか。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、先ほど御質問いただきましたように、各設立の皆さんから御意見を頂戴して、参考にさせていただいた、反映をさせていただいたところが幾つかあります。

特に、名称につきましては、実践をされております皆さんの経験上から変更の提案をいただき、今回提案をさせていただいたものになっております。

主なものにいたしましては、小学校区単位で設立をされております、名称、現在「地区みらい会議」という総称で使用をいたしております。

ただ、現在、設立をされております21地区、22地区に現在なるんですが、そちらの地区の皆さんのほうでは「地区みらい会議」という名称は実は使われておる地区のほうはございません。

そのような状況から、総称のほうも一般的に使われております「まちづくり協議会」の総称に変更したほうがいいんじゃないかというようなこともいただきまして、内容を入れ

させていただいたところでございます。

また、資金の名称も「まちづくり資金」という名称になっておりましたので、ここも「ふるさと未来づくり」という名前で統一をさせていただいたほうがいいんじゃないかということで、この辺も「ふるさと未来づくり資金」という名称にさせていただいたところでございます。

なお、条例の名称につきましては「ふるさと未来づくり」という名称が、伊勢市の地域自治の推進のある意味、オリジナル的な意味合いで浸透しつつあるということから、御協議の結果、そのまま使用することといたしております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、わかりました。

最後に、先ほど早修地区でも準備会が設立ということで、これから、27年の4月に向けて、このパブリックコメントも含めてですけれども、スムーズに開始ができますこと、努力いただきますことをお願いいたしまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎中村豊治委員長

はい、他にございましたらお願いします。

野崎委員。

○野崎隆太委員

御説明ありがとうございます。

僕も数点お伺いさせていただきたいので、よろしく願いをします。

一つまず、この「ふるさと未来づくり」の中で、今までさんざん、自治会等との関係はどうするのかって話があったんですけども、この条例の中に、住民等の中で「該当する地域内で活動する団体等」という「オ」のところがあるんですけど、自治会は基本的にここに入るというような認識でよろしいか、まずお聞かせください。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、委員仰せのとおり、「オ」の「該当する地域内で活動する団体等」というところで含めて考えております。

◎中村豊治委員長

はい、野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。一応、形の上では、自治会が「ふるさと未来づくり」の中では、組織内において上でも下でもなく、ほかの団体と横一線、一並びということで理解させていただいてよろしいですね。

ちょっとその中でお聞かせいただきたいんですけども、次の第6番、「まちづくり協議会の設立」という、こちらの中に「エ」の部分で、「代表者及び役員の選任、会議の運営について民主的な手続が確保されていること」というのがございます。

少し上に上って、「住民等が構成員であること」というのが書いてあるんですけども、ちょっとこの条例を見たときに、例えば選挙なんかであれば当然全て広報がなされて、地域内の住民とか市域の住民に全て周知が確保された上で民主的な手続というものが、手段も方法も告知も全て確保されてるとというのが状況だと思うんです。

ただ、少しこの条例の中で求められておる民主的な手続というものは、例えば自治会にも入ってなくて、ただ単に居住をしている住民に対してどのような告知をするのか、という手続の方法が何もない状況で、本当に民主的な手続というものが可能かなというものが、すごい疑問があるんですけども、この民主的な手続というものは、どこまで今この条例の中で求められとるのかをちょっとお聞かせください。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

ただいま御質問いただきました民主的な手続につきましては、まず、一般的な考え方も含めて書かせていただいております。

具体的な想定といたしましては、小学校区内の地区みらい会議、今度「まちづくり協議会」という名称になりますが、そこの活動に関する、協議いただく段階については、代議員制というのをとっております。

その代議員は、約50名ほどでそれぞれ構成をされておるんですが、その代議員のほうには、地域の皆様どなたも、例えば公募という形で入っていただくこともできます。

また、その50名以外には、50名等が中心となって活動する委員会という制度を持っております。

この委員会には、代議員以外、地域の方でそれぞれ得意とする分野の団体の方々も委員会の委員として入っていただくこともございますので、あらゆる方々が入っていただけるという形で、民主的な部分の中での取り組みという位置づけと考えさせていただいております。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。現在のいろんな団体の設立の過程を見ておきますと、やはりその各団体の代表者というのが、非常に多いかなと思います。

その各団体の代表者に属さない人も、多分、自治会の組織率が低いところも含めると、だんだんふえてくるのかなというように思っております。

当然それは、よそのいろんなところで問題になってくる20代とか30代とか、それでなおかつ子供を持ってない人の意見もどうやって拾っていくのかというような話も含めてそうなんですけども、結局、いろんなものをつくったときに、その辺がどうしても課題になってくるかなと思うんですけども、そのあたりの、この会議に参画するのが非常に難しい状況になっている人たちの意見というのをどうやって拾っていくのかを民主的な手続というところでお考えがあればお聞かせください。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

先ほど、具体的な例もいただきまして、さまざまな子供の子育てのお母様方とか、それに属さない方々の部分もいただきました。

この部分につきましては、先ほど申し上げました「まちづくり協議会」の中で御議論いただく段階では、いろんな地域課題がお話しされているというふうに私も認識しておりますので、その中で、今言った方々のお話もいろんな形でお伺いする機会があると思いますので、そういった場合、そういった例えばお友達とかお知り合いを通じて、その中へ意見を反映していくというようなことで、今後、広く市民の皆様方にこういった場の御活用を直接的または間接的でも御活用いただければなというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

私見にはなりますけども、非常にその、知り合いとかお友達というのは、難しいところがあるんじゃないかなと私は思っております。

当然、アパートにひとり暮らしというのも数多くいらっしゃいますし、そういった方たちの意見を拾うというのは、この民主的な手続というのは、ちょっと正直なところ無理があるんじゃないかと、ある程度限界があるんじゃないかなと思います。

もう一つちょっとお聞かせをいただきたいんですけども、その第6号の1項目ですね、「住民等は、一つの小学校区（平成27年4月1日において…）」というような、この一文があるんですけども、地方の自治体においても、国においてもそうなんですけども、いろんな行政の事項の中で広域化をどんどん進めておると思っています。

例えば、いろんなところで広域化とかを進めておる中で、ここにはっきりと一番下のほうに一つずつの3番目ですね「一つの地域に複数のまちづくり協議会を設立することはで

きないものとしします」と書いてあるんですけども、もうこれ最初から伊勢市は小学校区も合併することが前提で今既に進んでおる中で、この一文、3番と1番を足してしまうと、合併しても新しいところにつくれなくなりますんで、いろんな行政の流れと、ここの二つは逆行しとるんじゃないかと思うんですけども、なんでこういう形なつとんのかをちょっとお聞かせください。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

少しわかりにくい表現なってしまったこと、申し訳ございませんです。

まず、1の部分につきましては、小学校区、今の統廃合等もごございますので、いつの小学校区の単位をしておるかということで、平成27年4月1日時点という形で、現在、市内の24の小学校区を基本という形で考えております。

そして、合併等につきましては、その1つの小学校区の「まちづくり協議会」の地域には、1つしかできませんということを記載しておりまして、例えば、統廃合等で地域のほうが任意のほうでお話し合いの結果、例えば合併をする、一緒になるよという話があった場合、その場合については地域のお話し合いの中で1つになることができます。

そういうところで書かさせていただいております。

ですので、この1つの地域が、要するに2つの地域とまたがって設立されとることがないという部分で規定をさせていただきましたが、少しわかりにくい表現になっておりましたこと申し訳ございませんでした。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

つまりこれは、地域をまたいでの合併は基本的にないってようなことですか。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

失礼しました。ちょっと私、言葉足らずで申し訳ございませんでした。

ですので、例えば、隣り合いますAという小学校区の「地区みらい会議」とBという小学校区の単位が今現在、それぞれ1つずつあると、例えば統廃合でそれが1つになった場合、基本には1つずつ、すなわち合併をなささいという事はないんですが、お話し合いのもと、それで1つの「まちづくり協議会」を、2つ一緒になっていただくという分については構わないということでございます。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、わかりました。

これも、今回、協議の場だと思っておりますので言わせていただくんですけど、私は本来なら、小学校区がくっついたときには当然通う子供らも一緒ですし、いろんな形で、伊勢市に我々小俣と合併した立場からしてもそうなんですけども、本来1つの地区をつくっていくのであれば、いつまでも地区を分けてどうのこうのっていう形で残さないほうが、いろんな形でスムーズに進むと思っております。

なので逆に、何ていうんですかね、この小学校区も合併をしたときは、この「地区みらい会議」も合併を前提で市が間に入って話し合いをしてくような形でむしろ条例をつくるべきじゃないかと思うんですけども、もう一回ちょっと考え方をお聞かせください。

◎中村豊治委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

私も地域のほうに入らせていただきまして、今、議員いただきました内容の話は何っております。

ただ、基本といたしましては、地域の話し合いが前提ということで、小学校区を基本とさせていただいておりますので、学校の統廃合のときには地域の方それぞれ、「まちづくり協議会」をどうするかという話し合いをされておりますので、そのあたりは、私どもも十分尊重しながら、また、そちらのほうの対応については、きちっと当たっていきいたいなというふうに考えております。

◎中村豊治委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。最後にさせていただきますが、我々、この委員会で視察に行ってきたときに、ちょうど課長も一緒に来てもらったところなんですけども、このときに、まちづくり協議会の中でいろんなところで活動のよしあしとか、活発なところ、それとも活発じゃないところというのがあったかと思えます。

どうしても、人数が減ってくるとそれに合わせて活発じゃなくなってくるというような側面があったりだとか、新しい事業が生まれないというような側面があったことは、恐らく記憶してもらったのかなと思うんですけども、小学校の合併の話をなんでしたかというところ、結局、人数が減ってしまうと、それだけ活動が停滞化したりだとか、もしくは同じ活動がある意味ではこなすだけの団体になってしまうんじゃないかというような懸念が正直言うと、僕はそうなると思っております。

なので、そういったところからも、やっぱり、合併とかが起きたときには、それだけ人数が少なくなって逆にまちづくりの活動が困難になっておるといふ、この条例の本来なんでもつくれたのかってところが非常に、根本にかかわってくる部分かなと思っておりますので、このような意見だけさせていただきます。もう結構です。

◎中村豊治委員長

他にございますか。

品川委員。

○品川幸久委員

これに関して、皆さん入っていただけてつくっていただいたと思うんですけど、中には、長いことこれにかかわっておられる方と、最近やっと立ち上げられたところと同時に呼んで話しても、なかなか話がうまいこといかへんだという話もちよっと聞いとるんですね、若干。その点はどうでした。

認識が大分違うと思うところがあると思うんですけど。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

この条例の調整会議に関しましては、今、委員御質問いただきましたとおり、全ての設立の地区の皆さんのところから入っていただきました。

したがって、平成20年度に設立された地区、また、今年度設立された方も同じ場で議論いただきましたので、確かにその発言の内容等でさまざまな、ある意味、温度差のようなものがございました。

ただ、取り組む方向につきましては、皆様、統一的なことで御認識いただいております関係で、この条例の策定という意味合いでは、一つの方向に向かってお話し合いをしていただいたものかなというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

もう1つ、この条例をつくるのに僕は悪いことやと思ってませんが、ただ、条例をつくるのは、大きな1つの計画があって、それに向かって条例をつくるということも大事なかなと思うし、特に伊勢市にはまだないんですけど自治基本条例とかそういう上位の条例とかがあって、それを、ここの部分で補完するとか、これを先に下の部分をつくってしまうと、今後大きな条例をつくるときに、このふるさと未来づくり条例を参考にしながら、自治基本条例をつくらないかと、ちょっと整合性がとれん部分が出てくるんじゃないか。ここのところで、市の責務とか、住民の責務とかもうたってあるわけですから、そこら辺

はちょっと、すっとおなかに入らへん部分があるんですけど、その点はどう思いますか。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

ありがとうございます。

この部分につきましては、私どものほう、あくまでも、ふるさと未来づくり制度を来年度の平成27年度から本格稼働するに当りましての条例での位置づけという形で、いわゆる、組織条例的な制度条例的な意味合いでつくらせていただきました。

あくまでも地域自治の推進のための条例と位置づけでございます。

先ほどの自治基本条例の絡みにつきましては、その部分は、まず前提としまして、この部分は別個という段階で調整会議でも御議論いただいたところでございます。

ただ、御質問いただきました市の責務、住民等の責務につきましては、このふるさと未来づくりを推進していく上でも、記載の必要があるということで、調整会議のほうで意見をいただきましたので、あくまでもその条例内での責務という範囲も限定をしながら、記載をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

この条例の条文なんですけど、これは行政が提示をして、それをそこにかけて決めていったんかな。

そこら辺を教えてください。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

5回ほど調整会議をさせていただく中で、まず条例案を具体的に皆さんに協議いただいたのは、3回目からでございます。

それまでに条例をする前提で、各地域でどういったものをまず、話し合いの中でこういうことを盛り込まないかなという部分をまず拾い出しをさせてきました。

その後、3回目以降につきましては、具体的な、条例化もする必要があるということでございましたので、この辺は先ほど申し上げました4つの市の内容を一覧表にしまして、それぞれ目的は、この4つこのように書いてあります。ここの責務はこのように書いてありますということを御議論しながら、皆さんで御協議をいただいたところでございます。

したがって、その御議論をいただいた内容をもとに、伊勢市のオリジナル的なもの

が、形づいていったというような過程で、今回に至っておるわけでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

ちょっと気になったのが、6番の「まちづくり協議会の設立」というところで、「オ」、「カ」、「キ」の部分で、「宗教活動を目的としない」、「政治活動を目的としない」、「選挙活動を目的としない」と非常に普通の、自治法上でいくとそんなことになろうと思うけど、ただ、宗教上の活動をしないということがちょっと気になっとなるのは、例えば厚生学区なんかでは、地域のものを一生懸命発展させようと、月夜見伝説さんとか、外宮さんを参ろうと、地域で観光でそこら辺、非常に頑張っとなるんですけど、見方によると完全な宗教活動になるんで、それを停止せなあかんというようなことになろうかなと、いうことも考えられるわけなんですよね。

だからそれは、いろいろな理屈をつけたらええんかもわかりませんが、そこまでここに書く必要があったのかなというところが、ちょっとこう心配するところで、そこら辺どうなんかなと。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

この部分については、調整会議でも御議論いただいたところでございます。

結論といたしましては、ここに書いてございますように、まず、目的としたいことということでございますので、こんな宗教をどういうふうに広めていこうとか、そういった部分がまず目的になっていないこと、という前提の中で記載をさせていただいておる内容でございます。

先ほど、委員のほうからお話がございました内容につきましては、地域のほうの、やはり、文化的な行事、また地域性のオリジナル的な伝統的な行事と申し上げますか、そういった部分でございますので、その部分についてはこちらのほう、協議会のほうでお話し合いをいただき皆さんのほうで実施していただく分については、妨げをしないという形で位置づけたいと考えております。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

4番の「市の責務」というところで、「ふるさと未来づくりの推進に関する施策を総合的に策定し」というようなことが書かれておるんですよね。

実際これがはっきり示されとって条例があるべきやと思うんですけど、今、ふるさと未来づくりを一生懸命頑張って立ち上げてもうとると思うんですけど、全地域考え方が全部違うわけですよ。

そのところに、今までこれを進める中に早く市は政策、施策をこういうことをしたらいいということをはっきり示せということも何回も、立ち上げるまで僕もやらしてもらったんですけど、中に入るとる市役所の職員のファシリテーターになっとる人でもそれがわからないというところがあったんですよ。

何をしてもらったらいいんやろうと、前も言ったけど、公園の草抜きをしてもらったらいいんか、本当に交通弱者のためにその地区が全部で動いたらいいんかとか、やっぱりそのところが温度差が激しくあって、その公園の話をしたらすぐに4階のほうで、公園は全部委託しますということにしましたけど。

やっぱり、そういうところがなかなか僕、見えてこないんで。前のときもお話させてもらったですよ。住民の方が、「ふるさと未来づくり」って一体何なんやというような質問があって、議員がほとんどみんなばらばらなんですよ。

前も言ったように、財政が危機的な状況にあると、当然職員もどんどん減らしておると、それで、住民のやることは住民にやってくださいと、市でやることは市でやりますと、その中で、この部分だけはやっていただけませんかというところを共にやるというようなことで、財源移譲も含めて、やりましょうというような話やったと思うんですけど、もとは。

何か最近、そこら辺のことは全然、見えてこなくなってる。この条例をつくった後で示しますって書いてあるんですけど、本当に1つのきちっとしたものが示せるのかっていうところが、非常にちょっと心配をしておりますので、その点を明瞭にすかっと答えていただければありがたいと思います。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

少し抽象的な表現となっておりますこと申し訳ございませんです。

市といたしましては、このふるさと未来づくり制度を、地域自治の仕組みといたしまして、推進をしていく必要がございます。

そこで、必要となるさまざまな支援体制、今、地区担当職員の制度のことも含めてお話もいただきましたが、その部分をもう一度市のほうもしっかりと、職員のみみんなが共通認識を持って、地域のほうへ入って協働で取り組めるように頑張っていきたいというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

御発言もないようでありますので、報告に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行いますので、御発言ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、本件につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。

本件につきましては、引き続き調査を継続します。

本日御審議いただきます案件につきましては、以上でございます。

それではこれもちまして、総務政策委員会を閉会をさせていただきます。

御苦労さんでした。

閉会 午前10時31分

上記署名する。

平成 年 月 日

委員長

委員

委員